○法務省訓令第１号

検　事　総　長
検　　事　　長
検　　事　　正

検察庁事務章程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和６年３月29日

法務大臣　小泉　龍司

検察庁事務章程の一部を改正する訓令

検察庁事務章程（昭和60年法務省訓令第１号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

（統括検務官）

第18条　地方検察庁、地方検察庁支部及び区検察庁に統括検務官653人を置く。ただし、別表第１に掲げる地方検察庁においては総務部に、同表に掲げる区検察庁においては総務部及び道路交通部に、それぞれ置く。

［２～５　略］

別表第３（第10条関係）

検察庁	事務局及び部	課及び室
［略］		
横浜地方検察庁	事務局	総務課
		人事課
さいたま地方検察庁		会計課
千葉地方検察庁		
京都地方検察庁	総務部	企画調査課
		情報システム管理課
神戸地方検察庁		監査室
名古屋地方検察庁		
広島地方検察庁		
福岡地方検察庁		
仙台地方検察庁		
札幌地方検察庁		
高松地方検察庁		
静岡地方検察庁	事務局	総務課
		人事課
		会計課
		企画調査課
		監査室
［略］		

改正前

（統括検務官）

第18条　地方検察庁、地方検察庁支部及び区検察庁に統括検務官640人を置く。ただし、別表第１に掲げる地方検察庁においては総務部に、同表に掲げる区検察庁においては総務部及び道路交通部に、それぞれ置く。

［２～５　同左］

別表第３（第10条関係）

検察庁	事務局及び部	課及び室
［同左］		
横浜地方検察庁	事務局	総務課
		人事課
さいたま地方検察庁		会計課
千葉地方検察庁		
京都地方検察庁	総務部	企画調査課
		情報システム管理課
神戸地方検察庁		監査室
名古屋地方検察庁		
広島地方検察庁		
福岡地方検察庁		
仙台地方検察庁		
札幌地方検察庁		
高松地方検察庁		
［同左］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。